



平成 24 年度 決算状況 わたしたち “まち” の家計簿

市議会9月定例会で、伊豆の国市の平成 24 年度決算が承認されました。
決算とは、皆さんの税金や国・県からの補助金などが市にどのくらい入り、
どのように使われたかという『市の家計簿』のことです。
昨年度 1 年間の、市の家計のやりくりをお知らせします。

☎ 財務課
☎ 055-948-1414

□ 一般会計

地方公共団体の中心となる会計で、
行政運営の基本的な経費を計上。

歳出 180 億 5,144 万円

1 年間に使ったお金

平成 24 年度は前年度に比べ、市民一人あたり
5,934 円の減額となりました。幼稚園建設事
業費や財政調整基金の減少が主な要因です。



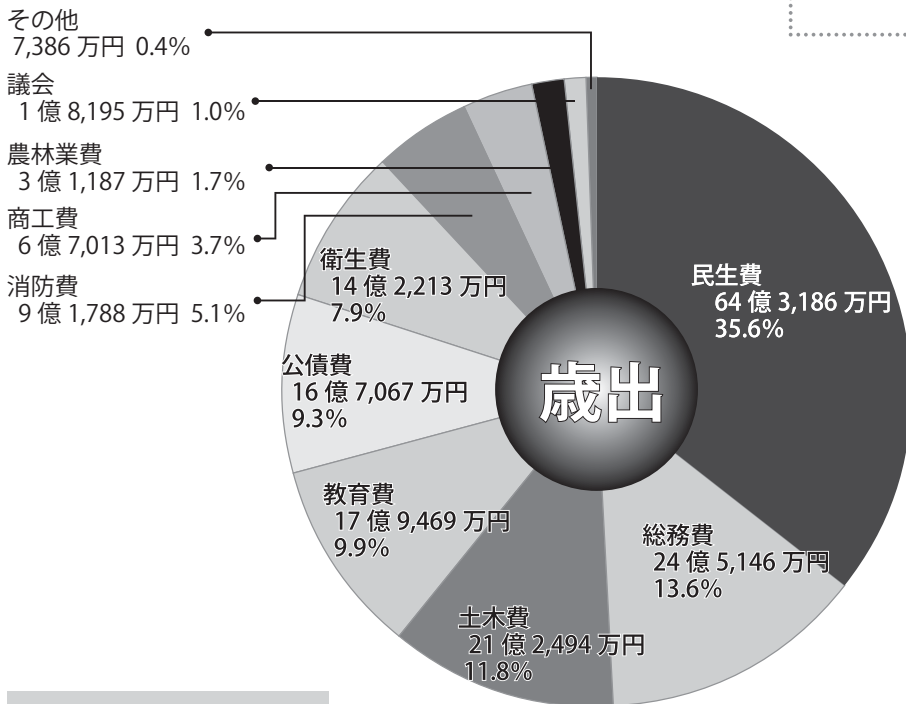
市民一人あたり

平成 23 年度 36 万 6,588 円
↓ 5,934 円減
平成 24 年度 36 万 654 円



市民一人あたりの行政経費
歳出の市民一人あたりの内訳

民生費	12 万 8,504 円
総務費	4 万 8,978 円
土木費	4 万 2,455 円
教育費	3 万 5,857 円
公債費	3 万 3,379 円
衛生費	2 万 8,413 円
消防費ほか	4 万 3,068 円
計	36 万 654 円



伊豆の国市の対象人口
(住民基本台帳)
平成 24 年度末 50,052 人

歳入 188 億 5,077 万円

1 年間にもらったお金

平成 24 年度は前年度に比べ、市民一人
あたり 9,468 円の減額となりました。法
人税や県支出金の減少が主な要因です。



市民一人あたり

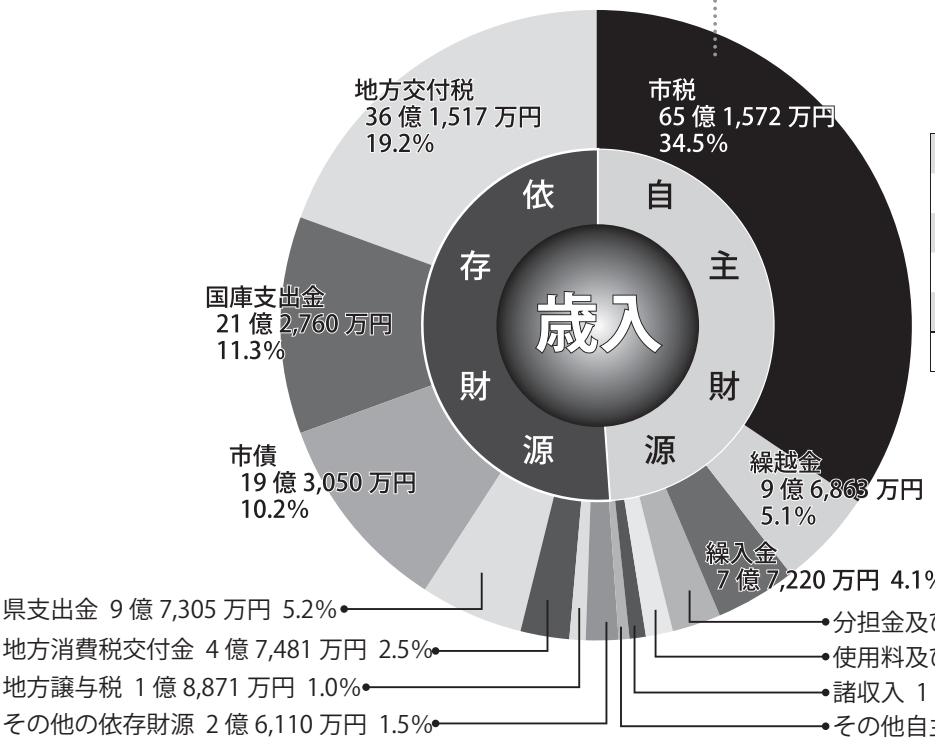
平成 23 年度 38 万 6,092 円
↓ 9,468 円減
平成 24 年度 37 万 6,624 円



市民一人あたりの市税負担
市税負担の市民一人当たりの内訳

固定資産税	6 万 5,034 円
市民税	5 万 4,122 円
市たばこ税	7,216 円
入湯税	1,884 円
軽自動車税	1,923 円
計	13 万 179 円

平成 23 年度 13 万 5,943 円
(5,764 円の減)



□ 借入金残高

一般会計、特別会計、
企業会計を含めた額

市債現在高 248 億 5,917 万円
(前年度より 1 億 5,176 万円減)

市民一人当たり 49 万 6,667 円

□ 預金残高

一般会計、特別会計、
企業会計を含めた額

基金現在高 48 億 7,476 万円
(前年度より 2 億 2,278 万円減)

市民一人当たり 9 万 7,394 円

□ 企業会計

地方公営企業法が適用さ
れている公営企業の会計

企業会計	収入	支出
上水道	6 億 4,788 万円	5 億 1,488 万円
収益的		
事業	389 万円	5 億 8,272 万円
資本的		

□ 特別会計

特定の事業の歳入歳出を処理する
ために設置される会計

特別会計	歳入	歳出
国民健康保険	61 億 9,161 万円	59 億 5,337 万円
後期高齢者医療	4 億 4,856 万円	4 億 3,406 万円
介護保険	34 億 3,506 万円	33 億 6,493 万円
楠木及び天野揚水場管理	1,577 万円	1,270 万円
簡易水道等事業	5,436 万円	5,189 万円
下水道事業	15 億 9,732 万円	15 億 2,779 万円

健全化判断比率・資金不足比率

健全化判断比率（平成24年度決算）

判断比率項目	伊豆の国市判断比率 （平成23年度判断比率）	早期 健全化基準
実質赤字比率	—※ （—）	13.09%
連結実質赤字比率	—※ （—）	18.09%
実質公債費比率	8.8% （9.7%）	25.0%
将来負担比率	66.3% （60.6%）	350.0%

資金不足比較（平成24年度決算）

公営企業会計の 名称	伊豆の国市の 資金不足比率	経営健全化 基準
上水道事業会計	—※	20.0%
簡易水道等事業 特別会計	—※	20.0%
下水道事業 特別会計	—※	20.0%

※赤字額や資金不足額がなく、比率が算出されない場合は『—』で記載しています。

伊豆の国市の健全化判断比率や資金不足比率において、
基準を超える（問題のある）数値はありませんでした。

財政健全化法がわかる 用語解説

- **実質赤字比率**
一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示します。
- **連結実質赤字比率**
全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体の運営の深刻度を示します。
- **実質公債費比率**
借金の返済額やこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示します。
- **将来負担比率**
地方公共団体の一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。
- **早期健全化基準**
健全化判断比率のうちひとつでも早期健全化基準以上になった場合は、財政健全化計画を定めなければなりません。

税務署からのお知らせ

税務署が出張説明します

年末調整 & 青色決算説明会

平成25年分の年末調整・青色決算などの説明会を開催します。

とき

11月19日（火）

① 13時15分～14時55分

年末調整等説明会

（法人、個人の源泉徴収義務者）

② 15時00分～15時40分

青色決算等説明会

（個人の青色申告者）

ところ

アクシスかつらぎ

多目的ホール

持ち物

郵送された年末調整関係の書類

※関係書類が不足している場合は、会場または税務署でお受け取りください。

平成26年1月から

帳簿等の保存制度の対象者拡大

平成26年1月から、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての人に、記帳と帳簿書類の保存が必要となり、この制度は所得税の申告が必要ない人も対象です。

詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。税務署にお問い合わせください。

☎ 三島税務署

☎ 055-987-6711

自動音声案内「2」を選択

→年末調整等説明会については法人課税部門

→青色決算等説明会、記帳・帳簿等の保存制度については個人課税部門

税金は納期限までに納めましょう

厳格な滞納整理を行っています！インターネット公売も活用



納税は国民の三大義務のひとつです。納付していただいた税金は、教育、社会福祉、道路や河川などの公共施設の整備や維持管理、その他各種行政サービスに必要な重要な財源となります。

市税の滞納は財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすことになります。さらに納期限内に納付していただいた大多数のひとの公平性を欠くことにもなります。

このため市では、やむを得ない理由で一時的に納付できない人と、納付できるのに納付しない滞納者とは見極め、法律の規定に基づいて滞納処分を行います。

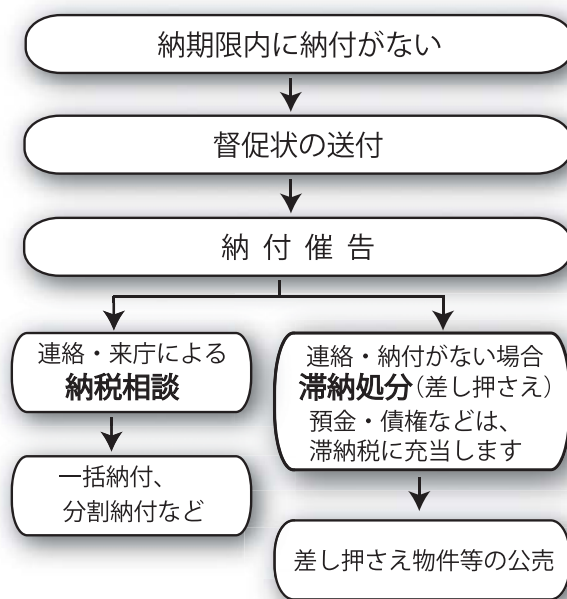
税金の納付が遅れると…

納付期限を過ぎて納付すると、その遅延した税額に対して延滞金が増算されます。また、督促状が発せられると督促手数料（一通につき100円）も加算されます。延滞金は、納付期限の日から納める日までの期間の日数に応じ、年14・6%（納期限後1カ月は4・3%ただし平成25年の場合）の割合です。

税金を納めずにいると…

税金を納期限までに納めていただけなかった人には、まず督促状を送付します。督促状を送付しても納付いただけない人には、催告書や電話などで納付のお願いを行います。それでも納付いただけない滞納者には、不動産、動産、債権などの差押えを行います。差押えは個人（または法人）の生活・経済活動に大きな影響を及ぼす大変厳しい強制処分です。

【滞納処分の流れ】



タイヤロックによる
差し押さえ（車輪止め）

ストップ！
滞納

☎ 徴収対策課
055（948）2912

まずはご連絡ください

病気や失業、事業廃止や経営不振等やむを得ない理由で納期限内の納付が困難な場合は、徴収対策課（伊豆長岡庁舎）にご相談ください。受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日の8時30分から17時15分まで。